平成２３年（フ）第１７４５号
京都市下京区松原通新町東入中野之町179番地
破産者　株式会社グランツ
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３０号
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地　ＣＯＣＯＮ烏丸ビル１Ｆ
破産者　株式会社アウラ
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
京都市下京区烏丸通四条下ル水銀屋町620番地　ＣＯＣＯＮ烏丸ビル４Ｆシティラボ
破産者　株式会社エコ・ソフィア
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１５８号
京都府宇治市小倉町西浦88番地の38
破産者　有限会社エヌ・ジィ・ティー
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７６９号
広島県山県郡安芸太田町大字柴木字竜川1734番地
破産者　株式会社三段峡ホテル
1　決定年月日　平成26年１月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７号
青森県十和田市大字伝法寺字大窪88番地16
破産者　有限会社高松運輸
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所十和田支部

平成２５年（フ）第１８７５号
横浜市神奈川区大口通135番地15号ＴＯＫＩＴＡビル４階
破産者　株式会社アイズ
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３０号
富山県射水市八幡町３丁目４番32号
破産者　グリーンワイズ株式会社
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第１１５号
石川県白山市三幸町91番地
破産者　株式会社大泉産業
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第２９１号
金沢市西泉５丁目58番地、従前の本店所在地金沢市中村町10番20号
破産者　有限会社ファッションハウスベルベ
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２２号
石川県輪島市二ツ屋町６字45番地
破産者　株式会社大向高洲堂
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所輪島支部

平成２４年（フ）第２２６号
静岡県富士宮市杉田685番地の１
破産者　株式会社ピーエスシー
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第１４１号
静岡県富士市間門308番地の１
破産者　有限会社旭産業
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２５年（フ）第２９４号
高知市薊野西町３丁目22番22号
破産者　有限会社桜井工業
1　決定年月日　平成26年１月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第２５８号
鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘５丁目37番地11　ホワイトハイム101号、開始決定時の住所鹿児島県鹿児島市宇宿６丁目34番24号
破産者　鵜瀬　真一
1　決定年月日　平成26年１月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１７号
北海道岩見沢市上幌向北１条１丁目1156番地238
破産者　横田　富男
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第３９号
北海道美唄市西２条南２丁目４番28号
破産者　山崎　　勉
1　決定年月日　平成26年１月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第４０１７号
大阪市東成区中道４丁目８番27号　小坂田方、前住所大阪市東成区深江北３丁目６番14号　メゾンユイボナール401号小坂田方
破産者　西野喜代一
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４５０号
大阪市西区九条南２丁目９番１―611号
破産者　川田真百美
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４８８号
大阪市西区江戸堀３丁目１番32―701号
破産者　菱井　朗登
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５８３号
東京都江戸川区南小岩６丁目27番12号　ヴェラ　フォルトーナ203
破産者　大瀧　　智
1　決定年月日　平成26年１月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部